

平成27年度 監視・監督方針（案）

平成27年10月●日
特定個人情報保護委員会

特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずることを任務として、平成26年1月に設置された。

番号法により導入される社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。そこで、番号法においては、特定個人情報の利用範囲を限定するなど、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等において定められている各種保護措置に比べ、特定個人情報の取扱いについて、より厳格な保護措置を定めている。

委員会においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保し、番号法を遵守するための分かりやすい指針として各種ガイドライン等を策定してきたところであるが、平成27年10月に個人番号の通知が開始され、平成28年1月にその利用が開始されることを踏まえ、法令及びガイドライン等の遵守状況を適切に監視・監督するため、本方針を定めるものである。

1. 監視・監督の指針となるルール整備

（1）特定個人情報保護評価指針等の制定

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。以下同じ。）を保有しようとする行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者をいう。以下同じ。）が、特定個人情報ファイルを保有する前にその取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを自ら分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていることについて、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにす

る制度である。

委員会においては、番号法第26条及び第27条の規定に基づき、平成26年4月に特定個人情報保護評価の実施に関し必要な事項を定める特定個人情報保護委員会規則の公布及び特定個人情報保護評価指針の公表を行った。これらと併せて、特定個人情報保護指針の詳細な説明、問合せの多い事項についてのQ A等を盛り込んだ解説を公表した。さらに、行政機関及び地方公共団体の担当者を対象とする説明会を開催したほか、全都道府県で開催されたマイナンバー制度担当者説明会において説明を行うなど、特定個人情報保護評価制度についての広報及び啓発を行ってきた。

行政機関の長等は、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として、特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることが求められる。特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報保護評価書の記載に反していることが判明した場合、委員会は、必要に応じて番号法の規定に基づく指導、助言等を行い、是正を求めることがある。

なお、平成27年9月30日現在、1,996の機関が21,536の事務についての特定個人情報保護評価書を委員会のウェブサイトにおいて「マイナンバー保護評価Web」のページで公開している。

(2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの策定

委員会においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及びその別冊である「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」並びに「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等¹・地方公共団体等²編）」（以下「ガイドライン」と総称する。）を策定し、平成26年12月に公表した。ガイドラインの策定に当たっては、実務に即したものとするため、行政機関、地方公共団体及び事業者が参加する検討会を開催し、分野ごとに実務的な側面からの検討を行った。

さらに、個人番号の利用開始に向け、行政機関、地方公共団体及び事業者において特定個人情報の適正な取扱いを確保できるよう、問合せの多い事項についてのQ A及び説明用の各種資料をウェブサイトに掲載するとともに、全国各地で経済団体

¹ 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護法に関する法律」（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。

² 地方公共団体及び「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。

等が開催する説明会等において、ガイドラインの説明を行うなど広報及び啓発を行ってきた。

(3) 特定個人情報の適正な取扱いのルールに対する国民の理解の向上

番号制度においては、特定個人情報を利用する全ての主体に対して、その適正な取扱いを求めており、行政機関、地方公共団体及び事業者のみならず、国民一人ひとりが正しく制度を理解し、利用していくことが重要である。

こうしたことから、政府が一体となって、全国各地での説明会の開催・新聞広告等により、広報活動を行ってきたほか、内閣府が設置するマイナンバーコールセンターにおいて相談を受け付けている。委員会においても、電話での相談に応じてきたほか、平成27年10月に苦情あっせん相談窓口を開設するなど体制の整備を図っている。さらに、特定個人情報の取扱いについて広く発信すべき情報については、委員会のウェブサイトにおいて注意喚起を行っている。

2. サイバーセキュリティをめぐる動向

サイバー空間は、いまや欠くことのできない経済社会の活動基盤となっている一方、サイバー攻撃等が個人・組織の情報及び財産に重大な被害や影響を及ぼすなど、その脅威は年々高まってきており、サイバーセキュリティの確保は、経済社会活動における安心・安全の確保の観点から重要な課題となっている。

こうした状況を背景として、政府において、「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)の規定に基づき、サイバーセキュリティ政策に関する新たな国家戦略である「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)が決定されるとともに、同戦略の体系に沿って平成27年度に実施する政府の具体的な取組を示した「サイバーセキュリティ2015」(平成27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)が策定されている。

委員会においても、このような政府全体の方針を踏まえ、セキュリティ対策の更なる強化を図ることとしている。これまでに特定個人情報を取り扱う情報システムへのサイバー攻撃等の事実又は兆候を検知した場合の関係機関との報告連絡体制の枠組みを構築したほか、平成27年10月に「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を改正し、個人番号利用事務で使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築及び運用体制整備を行うこと等を盛り込んだところである。

3. 監視・監督の基本的な考え方

委員会においては、個人番号利用事務等実施者（個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者をいう。以下同じ。）における特定個人情報の適正な取扱い及び安全管理措置等の実施状況を把握し、必要に応じて指導・助言等を行うとともに、引き続き積極的な周知活動を行うこととする。

また、本年度が番号制度の導入初年度であることを踏まえ、円滑な制度の実施を図るため、効率的かつ効果的な監視・監督に努め、個人番号利用事務を中心に試行検査を実施することにより、今後の監視・監督手法の向上を図ることとする。

さらに、特定個人情報に係るセキュリティに関する監視・監督機能を強化するため、専門的・技術的知見を有する体制を整備することとする。

なお、平成27年9月9日に公布された改正番号法の参議院修正による行政機関等並びに地方公共団体情報システム機構に対する定期検査及び地方公共団体等からの定期報告等については、本年度中に委員会規則を制定することとする。

4. 具体的な取組

(1) 監督

委員会においては、提出を受けた特定個人情報保護評価書、説明会等における質問内容の蓄積、苦情あっせん相談窓口等を通じて寄せられる情報、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合等に求める報告等、多様な情報源から特定個人情報の取扱いに関する情報が寄せられることとなる。

委員会においては、監督の実施に当たって、これらの情報を総合的に活用し、必要に応じて報告徴収、適時適切な指導・助言等を行うとともに、広く発信すべき情報については、ウェブサイト等を通じてタイムリーに情報提供を行うこととする。

(2) 検査

本年度が番号制度の導入初年度であることを考慮し、法令並びにガイドラインの遵守状況及び特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況を実地に確認するため、行政機関等及び地方公共団体等に対する試行的な立入検査を実施することとする。

法令及びガイドラインの遵守状況については、特定個人情報の利用制限、提供制限、安全管理措置等について、法令及びガイドラインで定められているルールを遵守するための適切な措置が講じられているか、特に、安全管理措置については、取

扱規程等の策定、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置等が適切に講じられているかを確認することとする。その際、これらの措置を適切に実施するための組織内のルールとともに、その運用実態の把握に努めることとする。

また、特定個人情報保護評価書を委員会に提出している機関については、特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることが求められることから、記載事項に係る実施状況、例えば、システムの実装、特定個人情報ファイルの管理状況及び自主点検の状況等の点検を行うこととする。

(3) 関係機関と連携した監視体制

平成29年1月以降、行政機関等及び地方公共団体等は、番号法の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携（情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求め、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することをいう。以下同じ。）を行うこととなっている。委員会においては、監視システムの設置など、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の状況を監視するための体制整備を進めることとする。また、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）及び総務省において、行政機関・地方公共団体等を俯瞰した監視・検知体制を整備することとされていることから、委員会においては、これら機関との連携体制を構築することとする。

(4) インシデント対応

特定個人情報を取り扱う情報システム等へのサイバー攻撃等の事実又は兆候を検知した場合には、事案の特性及び規模に応じて、報告連絡体制を活用するなど関係機関と緊密に連携を行う。また、効率的に実態把握を行う観点から、原則として、インシデントが発生した機関に事実関係等の調査を行わせることとし、その調査結果について報告を求めることがあるが、必要に応じて、関係機関と連携した立入検査の実施を検討することとする。

(5) セキュリティ対策の強化に向けた体制の整備及び人材の育成

「日本再興戦略（改訂2015）」（平成27年6月30日閣議決定）及び「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえ、個人番号の利用及び情報連携の開始に向けて、特定個人情報に係るセキュリティに関する監視・監督機能を十分に発揮させる観点から、関係機関と連携し、専門的・技術的知見を有する体制を立ち上げることとす

る。

また、関係機関と連携し、専門的・技術的知見を有する人材の継続的な確保に努めるとともに、高い専門性や幅広い知識を有する人材を育成する観点から、関係機関との人事交流及び研修の充実に取り組むこととする。